

事前相談申出書

平成 年 月 日

北九州市長 様
(空き家対策推進室)

相談者 住所

氏名

電話 ()

携帯 ()

※納税通知書を参考に分かる範囲でご記入ください

老朽空家等の概要	住居表示	北九州市	区	番	号
	地名地番	北九州市	区		
	台帳名義人			納税義務者	
	課税床面積		m ²	建築年	明・大・昭 年

提出資料	1. 位置図 (付近見取り図)	住宅地図等を複写し、老朽空き家等の場所に印をつけてください
	2. 配置図	方位、道路の幅員、敷地形状、建築物、門・塀、入口の位置を記入してください ※敷地内の樹木・門塀等は撤去し、更地にする必要があります
	3. 現況写真	①全体写真（2方向以上） …建築物の全体に加え、道路や隣地等の状況がわかる写真 ②部分写真（該当する箇所全て） …補助要件(老朽化等)に該当する箇所がわかる写真 ※補助対象かどうかを、写真で判断するため、建物の状況がよくわかるように、多様な方向から撮影してください

※市の記入欄

家屋の状況	対象 ・ 対象外	所見	受付	担当	/
			現地調査	担当	/
			電話連絡	担当	/

[参考様式]

位置図
(付近見取り図)

老朽空家等の所在地

北九州市

区

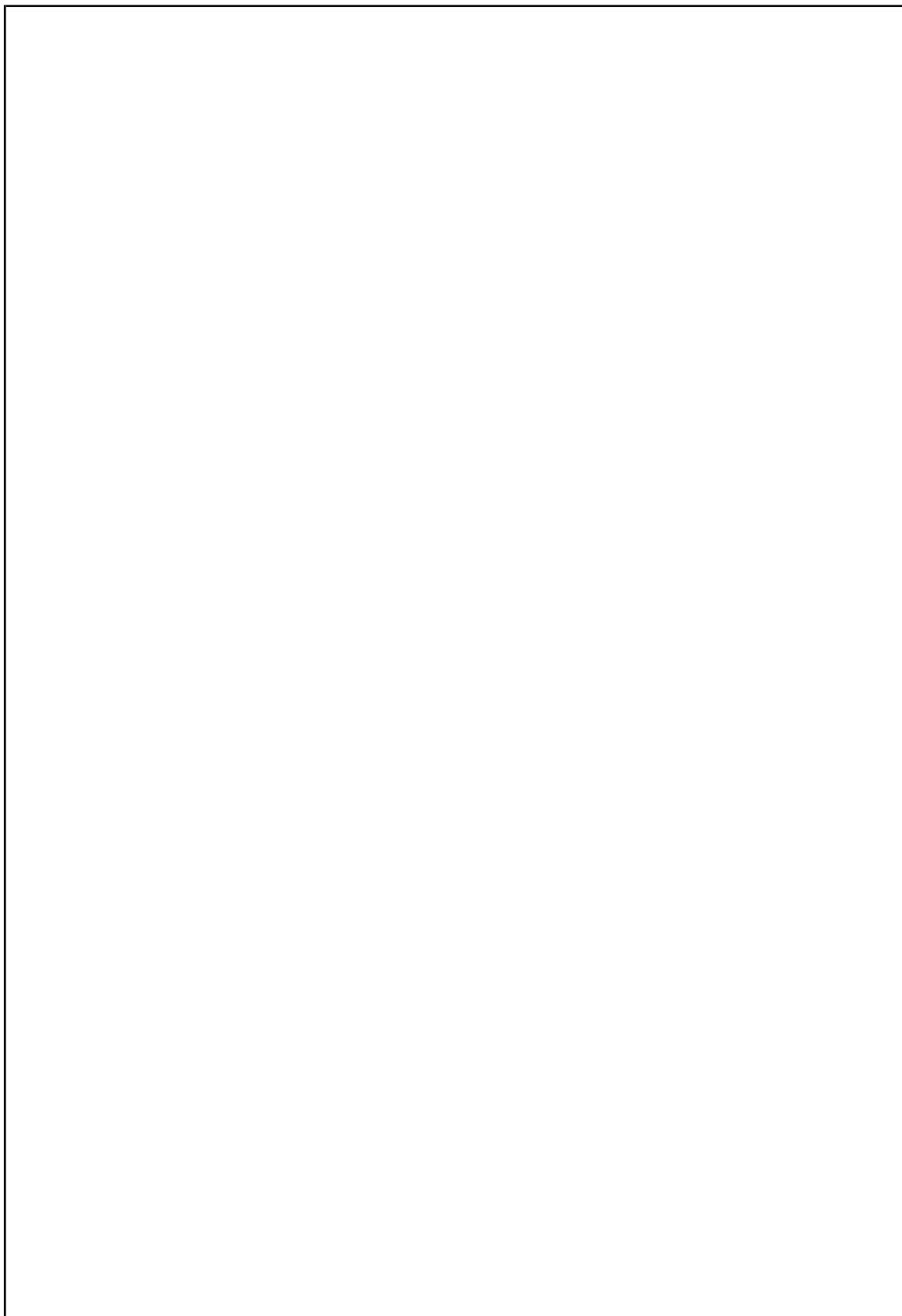
番

号

ここに地図を貼ってください

[参考様式]

配置図



『事前相談の写真』の撮り方

■『事前相談』の際には、建物の**全体写真**及び**部分写真**と、**位置図**（住宅地図の写しなど）、**配置図**が必要です。

※写真と位置図、配置図は、申請時の必要書類として使うことができます。

■全体写真は、目印となる道路や隣地、周囲の建物等を含めて撮影してください。
建物や敷地全体がわかるように、いろいろな角度から撮影してください。

■部分写真は、建物が補助対象になるかどうかを判断するものになります。
そのため、以下の「撮影ポイント」を参考に老朽化等の状態がわかる写真を撮影してください。

※老朽化等の状態により『補助対象家屋判定表』の評点の合計で対象の可否が決まります。

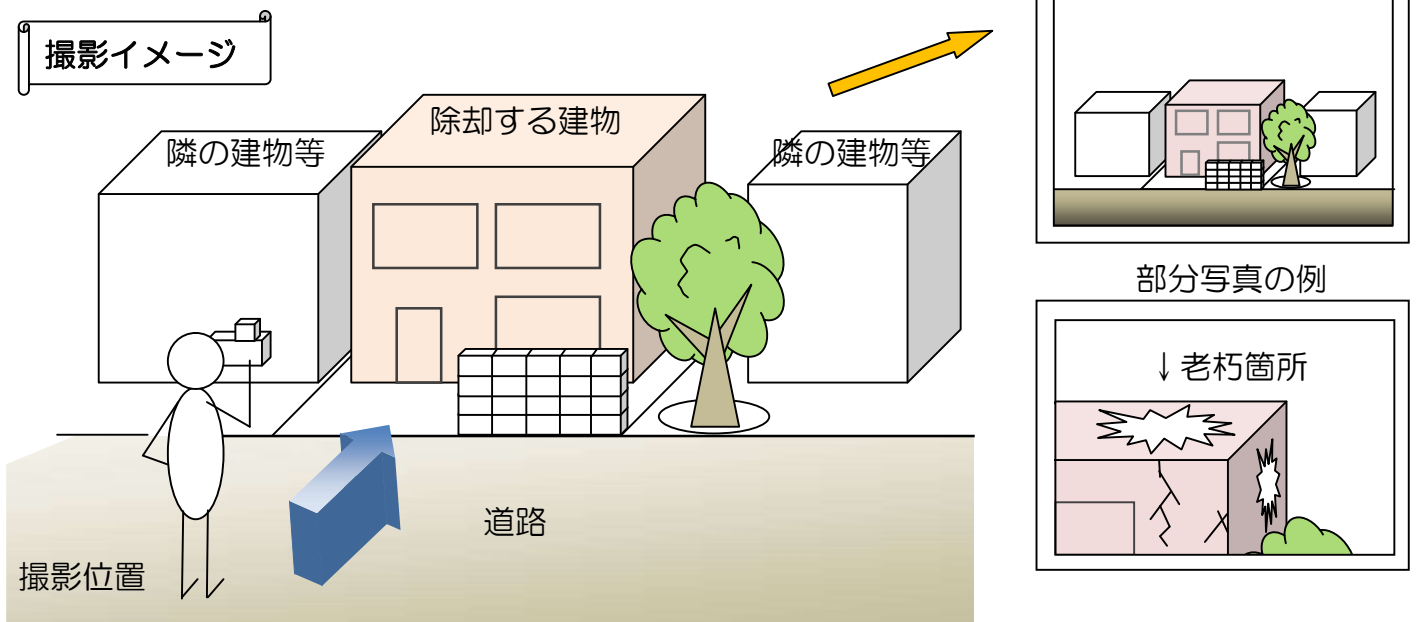
撮影ポイント（老朽化等している箇所）

老朽 ※屋根等で、撮影しにくい箇所は、カメラのズーム機能を活用してください。

- ① 基礎、土台、柱、はりの破損や腐食等により、建築物が倒壊等するおそれがある箇所
- ② 屋根等が落下、飛散等するおそれがある箇所
- ③ 外壁等が落下、飛散等するおそれがある箇所
- ④-1 看板、給湯設備、屋上水槽等が脱落、転倒等するおそれがある箇所
- ④-2 屋外階段、バルコニーが脱落等するおそれがある、傾きが一定以上ある箇所

接道不良 ※道路幅がわかるように、道路にスケール（メジャー）をあて、スケールをあてている写真と、その目盛りが確認できる写真を撮影してください。

- ⑤ 接道状況の悪い敷地上にある家屋
 - ・敷地に接する道路の幅員が2m未満である敷地
 - ・敷地に接する道路が階段状である敷地
 - ・道路に接する間口が2m未満である敷地



[参考様式]

除却前

ここに写真を貼ってください

ここに写真を貼ってください